第1号議案 参考資料

甲府及び韮崎都市計画道路 (3・4・106甲府外郭環状道路 北区間) の都市計画案に対する意見要旨と見解

都市計画公聴会における公述の要旨と都市計画決定権者の見解・・・・・2

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解・・・・・7

公述の要旨

- ・ 交通量の減少、人口の減少が明ら かである点から道路計画は見直す べきである。
- ・ 道路が提案されて長期間経過して いる状況から、本当に必要な道路 といえない。
- ・ 渋滞解消には高規格道路の建設よりも、生活道路の整備こそが必要である。
- ・ 渋滞の根拠が示されず、この道路 を造る目的が明確でない。
- 新しく道路を造るのではなく公共 交通を充実させるべきである。
- 福祉と暮らしを最優先にし、住み やすい町となるよう考えてもらい たい。
- ・ 環状ではなく、放射状の道路を造るべきだ。
- ・ 20 号バイパス沿いや甲府市内の 商業地の落ち込みが心配。
- 塚原や横根地区についての詳細な 計画が示されていない。
- ・ ハザードマップの危険地域、希少 動植物が生育している地域にトン ネルを造って大丈夫なのか。
- 山宮地域の裏にトンネルを掘ることは認められない。
- ・ 土石流の発生を心配する。
- トンネルによる周辺施設への影響が心配である。

都市計画決定権者の見解

新山梨環状道路は、甲府市街周辺地域における渋滞ポイントの解消、都市間の連携強化、救急医療の搬送時間の短縮に果たす役割等から、甲府市街周辺地域として必要不可欠な路線と考えています。

甲府市街周辺地域における国道 20 号では、渋滞損失時間や死傷事故率が山梨県内でもワースト上位に集中する状況です。これを解消するためには、国道 20 号の交通の約3~4割を占める通過交通を排除することが最も有効な手段であり、新山梨環状道路北部区間の整備はこれに寄与するものです。

渋滞箇所周辺の道路整備事業による 混雑改善も期待されますが、幹線道路網 の強化を図り、通過交通を甲府市街地周 辺から排除する施策がもっとも効果的 です。公共交通の整備や生活道路等の既 存の道路の整備につきましては、計画路 線の建設と平行し適切な改良、整備を行 って参ります。

塚原地区、横根・桜井地区ともに、ダイヤモンド形式のインターチェンジとして計画しています。今後、測量・調査を経て、詳細な検討を行っていく予定です。

十分な土被りを有していると考えていますが、今後、地質調査を実施し、トンネル上部のへ影響が生じないように配慮して参ります。

公述の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 西関東道路北部区間の接続にはイ	西関東連絡道路との連結は、交通量的
ンター方式またはスムーズなアク	には平面交差点で十分処理が可能なこ
セスを考えて頂きたい。	とからダイヤモンド形式のインターチ
	ェンジとして計画しています。
	通学路の安全性や地域分断による不
	便をできるだけ解消するため、迂回路等
	を計画して機能補償を図りたいと考え
	ております。
甲府韮崎線はどうなるのか。	甲府韮崎線(旧 20 号)の交差部は、
	新山梨環状道路が高架で通過する計画
	となっています。今後、測量・調査を経
	て、詳細な検討を行っていく予定です。
・地域の状況を考えて盛土を高架方	全線を高架構造にすることは、事業コーストを提供して出ている。
式にして頂きたい。	ストや掘削土利用の観点から困難です。
・盛土では洪水の際の堤防となり周	居住環境への影響や地域分断等による 影響も考慮して、高架構造位置を決めて
囲が冠水する。・ 住居専用地域に道路をつくろこと	
・ 住居専用地域に道路をつくることに納得できない。	おります。今後、測量・調査を経て、詳細な検討を行っていく予定です。
・ 新興住宅地を二分するような道路	洪水による影響については、技術基準
ができることは遺憾である。	に基づき、冠水が生じないよう計画して
田畑地区を二分する道路に反対で	参ります。
ある。	****
道路が家にかかることに反対す	性、事業コストから本ルートが最適であ
3°	ると考えています。ご理解をお願いいた
ルートを変更してほしい。	します。
・財政赤字の中で、多額の建設費用	新山梨環状道路は、甲府市街周辺地域
がかかる道路建設は中止すべきで	における渋滞ポイントの解消、都市間の
ある。	連携強化、救急医療の搬送時間の短縮に
・ 建設費用に加え維持修繕費用が多	果たす役割等から、甲府市街周辺地域と
額となり心配である。	して必要不可欠な路線と考えています。
・ 予算は道路建設より福祉や暮らし	事業費については、事業実施段階にお
優先に使うべきである。	いて新技術などを導入し更なるコスト
・ 多額の税金はハード面よりソフト	縮減に努めます。
面に使うべきである。	
・ 道路建設ではなく、震災の復興に	
お金をまわして欲しい。	

公述の要旨	都市計画決定権者の見解
計画交通量が多いのではないか。	計画交通量は、将来人口の想定や、免
・ 将来交通量は減少すると思われ	許保有者および乗用車保有台数の将来の
る。	見通し等について条件を設定し、将来の
	交通需要の予測を行ったもので、将来の
	人口減少の影響も勘案したものとなって
	います。
	なお、愛宕町下条線の供用、国道 20
	号竜王拡幅の供用等の最新の道路網条件
	を反映し将来の交通量減少も考慮した上
	で計画道路の交通量を予測しています。
・ 費用対効果の根拠が示されておら	新山梨環状道路の費用対効果について
ず、再検討が必要である。	は、事業実施段階において、最新の人口
	動向や道路ネットワークの条件および手
	法により算出を行って参ります。
	なお、費用対効果の算出に用いた、条
	件および手法の見直しがあった場合に
	は、必要に応じて確認を行います。
アンケートの結果が知らされてい	皆様との合意形成を図るために平成
ないなど地域に対する説明が不十	11年から新山梨環状道路懇話会を行い、
分であり、住民の納得のいかない	地域住民の皆様にアンケート調査、素案
道路は認められない。	説明会等を開催するなど、ご意見を伺い
・ 決定した後は速やかに早く実行に	ながら検討を進めて参りました。
移してほしい。	それらの結果を踏まえ、環境影響評価
・ 住民の意向を反映し、意見を尊重	準備書や都市計画案の作成を行いまし
して欲しい。	た。今後は、これらの公告・縦覧におい
	て更に多くのご意見を伺いながら、皆様
	方とともに計画作りをしていきたいと考
	えております。
・ 公聴会の記録は公表されるのか。	今回、公聴会で皆様から頂いた意見の
	要旨と、それに対する見解を公表させて
	いただきました。
・ 公聴会は学識経験者が出席すべき	公聴会は住民の皆様の意見を反映させ
ではないのか。	るためのものです。今後、都市計画審議
	会において学識経験者等により審議され
	ることとなります。

公述の要旨

- 山宮ハイタウンなど住宅密集地での工事による振動が心配される。
- ・ 排気ガス、粉じん、騒音のことを どのように考えているか。最新の データを出してほしい。
- ・ 粉じん、騒音、排気ガス、振動、 低周波振動をできるだけ防止して 環境・健康へ配慮して欲しい。
- ・ 景観の良い場所に公害を起こす道 路はいらない。
- 自然破壊、貴重な生態系、歴史的 景観が破壊される。
- ・ トンネル掘削により地下水脈が変化し、生活用水である井戸や棚田の水枯れ、温泉の枯渇という問題がある。
- ・ トンネル掘削による廃土処理や残 土運搬により、環境破壊、交通事 故が懸念される。
- ・ 工事内容に関する説明が不十分である。

都市計画決定権者の見解

大気質、騒音、振動、低周波振動等について現地調査を実施しました。それらの結果を踏まえ予測計算を実施し、環境影響評価準備書を作成しました。また、工事中の大気質、騒音、振動の影響についてもあわせて記載しております。

動物、植物、生態系、景観等について 現地調査を実施しました。それらの結果 を踏まえ、予測結果について環境影響評 価準備書に記載しております。

地下水の水位や温泉への影響については、ボーリング調査等の現地調査を実施しました。それらの結果を踏まえた予測結果については、環境影響評価準備書に記載しております。

トンネル掘削による発生土は、できる限り工事区域内での再利用を行うとともに、他の公共事業で利用するよう今後詳細な検討を行う予定です。また、工事用車両の運行経路は幹線道路及び、可能な限り計画道路内を利用します。工事用車両の運行に伴う環境影響については、予測計算を実施し環境影響評価準備書に記載しております。

工事内容の詳細については、今後、詳細な検討を行い工事説明会を開催するなど、皆様方に説明させて頂く予定です。

	In 1 at - 21 . I . I . I
公述の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 道路建設ではなく、震災の復興に	現在、東日本大震災の復旧、復興につ
お金をまわして欲しい。	いて、政府全体として議論している状態
	であり、政府全体として判断されるもの
	と考えています。
・ 用地補償、道路により不動産価値	道路ができたことによる被害の状況に
が下がった場合の補填、環境の悪	応じて、必要な機能が回復できるように
化についての補償はどう考えてい	補償するようになります。
るのか。	立ち退く方の補償については、基本的
	には、今お住まいの建物に住むのと同じ
	建物に住めるだけの金銭補償をすること
	になります。また、不動産価格について
	は、適正な価格を算定し、適切な対応を
	図ります。なお、各お宅のご事情もある
	かと思いますので、個別に対応いたしま
	す。
	また、環境影響の程度については、予
	測評価を実施し環境影響評価準備書に記
	載しております。著しい環境影響が生じ
	ると予測された場合には、必要に応じて
	環境保全措置を講じるよう配慮いたしま
	した。
・ 災害に強い県土づくりこそ、今取	山梨県では、「山梨県地域防災計画」「や
り組むべきである。	まなし防災アクションプラン」を策定し、
	県民の生命・財産を災害から守るための
	施策を展開しているところです。本県に
	おいても、東海地震の切迫性が指摘され、
	富士山も仮に噴火となると、かなり広い
	地域での災害発生が懸念され、広域的な
	防災対策を確立していく必要がありま
	す。
	今回の東日本大震災の教訓や国の動向
	等を踏まえてこれら施策の見直しを行
	い、実際の災害時に実効性のある防災体
	制の構築に向けて取り組んでいきたいと
	考えております。

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

意見の要旨

- 数字で説明するのでなく、地球的 規模で将来を見すえ、本当に必要 なものであるかどうか判断すべき。
- ・ 政府も地方自治体の財政も破綻寸前であり、人口減と高齢化が進む中、北部区間の建設費 1150 億円は税金の浪費であり、山梨県民の負担約 380 億は県の歳入総額 4900億円(H21)に比べ巨額で、暮らしを圧迫する。また、道路の維持管理費もまかなえないのではないか。これ以上借金の増やし、次世代に回してはならない。
- ・ 東北大震災・福島原発事故の復興・収束に向けて国のあらゆる知恵と力を結集するとき、不要不急な道路建設の予算は震災復興にまわすべきである。
- ・ 生活している人を立ち退かせるの は居住権の侵害である。長い間か かって築いてきた地域の住民や移 り住んで来た人々の生活の絆が断 ち切られることが問題である。
- 環境を破壊してまで必要な事業な のか。
- ・ 人口の減少、高齢化問題への対応 施策、水害や地震に強い街づくり を優先すべきである。
- 本当に作りたいと考えているのは、一部の土木建設会社だけではないのか。ゼネコンに仕事をやらなければならないのか不明である。
- ・トンネル区間が約6割を占め、全 く景観を楽しめない道路は、観光 に役立たず、本県の産業振興に役 立たない。

都市計画決定権者の見解

計画路線への交通の転換による国道 20 号の渋滞の緩和に伴う交通流、物流 等の円滑化、都市間の移動・輸送時間が 短縮されることによる地域の活性化、県 立中央病院への周辺地域からのアクセ ス時間が短縮されることによる救急医 療サービスの向上が図られることから、 甲府都市圏全体として必要不可欠な路 線と考えています。

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

意見の要旨 都市計画決定権者の見解 ・ 山梨県の発表では、県が管理する 同上 道路で、将来、土砂崩落や落石の 危険性があるものの、防災工事が 行われていない箇所が 1600 箇所 あるとされている。公共事業費が 削減傾向にあるなかで工事箇所を 大幅に増やすのは難しいと嘆いて いる。 道路建設は中止すべきである。 ・ 高速道路の建設より、日常利用す る道路の整備、幅員の狭い道路の 拡幅・安全性の向上、住環境の利 便性を重視した道路整備等に費用 を使うべきである。 ・ IC や JCT を利用しなければなら ない環状道路は、地域内を移動す る市民生活に不向きである。県立 中央病院や大学病院に行くにも現 状の道路が便利である。西部区間、 南部区間の事例のとおり、市民の 利用につながらず、朝夕の慢性的 な交通渋滞の解消にはつながらな 現道の整備等により、渋滞緩和、 災害に強い街づくり、地域の活性 化は可能である。

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・農園の真下にトンネルが通るなど 絶対に認めるわけにはいかない。・家屋を避けるルート設定は出来な かったのか。	計画の初期段階から広く情報の提供及び意見の収集を行った上で計画しています。計画ルートは、甲府盆地北部の山間部や住宅地を通過することから、市街地への影響を極力避けたルートを基本として、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上を考慮しつつ、自然環境や景観、遺跡、既存の土地利用等への影響が可能な限り小さくなるよう配慮しています。
・ 費用便益比の根拠を明示すること。また、愛宕町下条線の開通により道路状況が大きく変改していることも含め、その根拠を明示すること。	新山梨環状道路の費用対効果については、事業実施段階において、最新の人口動向や道路ネットワークの条件および手法により算出します。
・ 住居等の補償はどうなるのか。	事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(S37.6.29 閣議決定,H14.7.2 改正)に定めるところにより、適切に補償を行います。